



労働政策研究報告書 No. 84

2007

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障

ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

労働政策と社会保障とは、その成り立ちから分かちがたい関係にある。とりわけ大陸ヨーロッパの主要国であるドイツとフランスでは、労働市場政策と社会保障との関係は非常に密接であり、両者の関係を適切に運営していくことが経済・社会政策の要となっている。

ドイツにおいては、長年、社会連帯の発想が雇用政策の隅々にまで浸透し、自由な労働市場による効率的な雇用創出といった概念は一般的でなかった。社会保障の理念が労働政策に強い影響を与えており、失業対策についても、公的支援優先の政策がとられるのが通常であった。しかし、2002年のハルツ委員会報告に基づく労働市場改革により、社会保障も雇用政策も、公的支援は自助努力をサポートする方向に大きく転換された。

ドイツにおける労働市場政策転換の柱の1つは、第二労働市場の形成である。失業保険給付と、それに伴う短期失業者のための支援制度が適用される第一労働市場に対して、長期失業者や低資格者などを主たる対象とし、失業給付Ⅱと称される手当の支給を、「支援と要請」の原則に従って行う第二労働市場が新たに形成された。その目的は、幅広い低賃金労働市場を容認した上で、そこに就労する労働者へのきめ細かな支援を行い、就労促進と社会コストの低減を実現することにある。ミニ/ミディ・ジョブといった低賃金就労形態に加え、低賃金労働を受け入れた労働者に対して、賃金の一部もしくは社会保険料負担分などを公的に負担するコンビ賃金は、労働者の就労インセンティブや使用者の新規雇用へのモチベーションを高めるための施策であり、現在幅広い検討が加えられている。

フランスにおいても、労働政策と社会保障とを結びつけた就労促進の試みが行われている。求職者は、失業保険給付の受給条件として公共職業安定所の指導員と再就職活動の指針となる個別就職計画を作成しなければならない。この計画は求職活動の進捗状況によって漸次改定される。受給者が再就職活動を怠れば、失業保険給付の停止に追い込まれる。生活保護にあたる社会参入最低所得手当（MRI）を申請した者には、日常生活を改善するための行動計画や職業訓練、就職活動支援などを規定した社会参入契約の締結が義務づけられている。また、若年者や長期失業者の就労促進策として、雇用主に対する社会保険料の軽減措置や賃金助成、再就職後の職業訓練費用の補助などの施策が広く実施されている。

日本においても、フリーター、ニートなど、若年者の雇用問題や中高年フリーターの問題が大きな課題となっている。今後、格差社会への対応を考える上で、ドイツ、フランス両国の試みは示唆に富む。本報告書が労働・雇用政策と社会保障に関心を寄せる方々の参考になれば幸いである。

2007年4月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 小野 旭

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	担当
野川 忍	東京学芸大学教授	序、総括
大島 秀之	労働政策研究・研修機構 国際研究部主任調査員補佐	第1部第1章第1節～第2節 1～4、第3章第2節
吉田 和央	労働政策研究・研修機構 調査・解析部主任調査員	第1部第1章第2節5～6 第3章第3節～第4節
渡邊 絹子	東海大学専任講師	第1部第2章、第3章第1節
藤本 玲	パリ第5大学ソルボンヌ校博士課程	第2部

目 次

調査研究の背景と目的	1
序 ドイツ、フランスにおける社会保障と労働政策の関係	5
第1部 ドイツにおける労働・雇用政策と社会保障	9
第1章 ドイツの労働市場政策	11
第1節 従来 of 状況	12
第2節 現状と動向	20
第2章 ドイツの社会保障政策	37
第1節 序	37
第2節 公的年金保険制度	38
第3節 失業保険	45
第4節 社会扶助	48
第3章 労働市場政策と社会保障との関係	52
第1節 年金と労働市場政策	52
第2節 失業給付Ⅱと労働市場政策	54
第3節 ミニ・ジョブと労働市場政策	57
第4節 コンビ賃金（Kombilohn）と労働市場政策	64
第2部 フランスにおける労働・雇用政策と社会保障	75
第1章 フランスの雇用政策と労働市場の現状	77
第1節 雇用政策	77
第2節 経済・雇用状況	95
第2章 フランスの社会保障制度	105
第1節 公的年金制度	106
第2節 失業保障制度	111
第3節 生活保護制度：社会参入最低所得手当（RMI）	122

第3章 雇用政策と社会保障との関係	125
第1節 若年者雇用のための中高年引退促進制度 ：プレ年金（Préretraite）	125
第2節 失業保険給付の支給と一体化した再就職活動 ：「個別就職計画（PPAE）」	128
第3節 生活保護（RMI）受給者の就労促進策	132
総括 ドイツ、フランスにおける取り組みと日本への示唆	139
掲載資料	
1 求職者のための基礎保障に関する諮問会議最終報告（2006年6月23日）	151
2 ドイツ政府経済諮問委員会鑑定書「失業給付Ⅱを改革する：目的に沿った コンビ賃金モデル」（2006年8月）の概要	173
3 ドイツの労働市場政策に関する制度の利用・支出状況（2005年）	180